

道路法施行規則等の一部を改正する省令（案）について

1. 背景

第 217 回国会において、道路法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 7 年 4 月 16 日に公布された。

改正法による改正後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「道路法」という。）における防災拠点自動車駐車場の整備や道路の脱炭素化の推進等の措置（道路法第 48 条の 29 の 5、第 48 条の 65 から第 48 条の 67 まで等）については、改正法附則第 1 条で公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、併せて道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「施行令」という。）についても改正することとしている。

これらの改正に伴い、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）等について、必要となる規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

道路法施行規則第 4 条の 28 第 2 号について、道路の脱炭素化の推進のため、道路協力団体が業務として行う脱炭素化施設等の設置を、道路法第 48 条の 64 の規定により道路管理者との協議が成立することをもって占用許可があったものとみなす特例の対象行為に追加する。

また、今般の改正法及び改正法の施行に伴う施行令の改正により、道路法及び施行令の規定に条ずれ等が発生することから、道路法施行規則、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和 60 年建設省令第 7 号）及び開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和 42 年建設省令第 29 号）について必要となる規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 9 月下旬

施 行：改正法の施行の日（一部の規定については公布日施行）